厚生労働委員会)

公 的 年 金 制 度 \mathcal{O} 財 政 基 盤 及 び 最 低 保 障 機 能 \mathcal{O} 強 化 等 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 玉 民 年 金 法 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法

律 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 法 律 案 閣 法 第六 号) 衆 議 院 送 付 要旨

本 法 律 案 は、 公 的 年 金 制 度 \mathcal{O} 保 障 機 能 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} た め、 老 齢 基 礎 年 金 等 \mathcal{O} 受給 資 格 期 間 \mathcal{O} 短 縮 に 係 る規 定 を

早 期 に 施 行 L ようとす る £ \mathcal{O} で あ り、 その 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} کے お り で あ る。

公 的 年 金 制 度 \mathcal{O} 財 政 基 盤 及 び 最 低 保 障 機 能 \mathcal{O} 強 化 等 \mathcal{O} た \otimes \mathcal{O} 玉 民 年 金 法 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法

期日を平成二十九年八月一日とする。

 \mathcal{O} 法 律 は、 公 布 \mathcal{O} 日 カコ 5 施 行 する。 ただし、 国 \mathcal{O} 負 担 等 に 係 る 費 用 \mathcal{O} 財 源 に 関 す る 経 過 措 置 に 0 1 て

は、平成二十九年八月一日から施行する。

律

 \mathcal{O}

施

行